

野洲市行政不服審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）

第 81 条第 4 項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の機関の名称は、野洲市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(所掌事務)

第 3 条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 市長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認める場合

(2) その職に必要な適格性を欠くと認める場合

(3) 公職の地位により委嘱された委員が、その公職の地位を離れた場合

(委員の守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(政治活動等の制限)

第 7 条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第 8 条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 第6条の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第10条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員又は専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

6 会議は、公開とする。ただし、審査会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第13条 第6条(第9条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。